

県内の交通事故	
発生件数	9,068件 (-3,026件)
死者数	92人 (-25人)
負傷者数	10,848人 (-3,871人)
死者全国5位 令和2年9月末時点 (前年比)	

令和2年9月末現在の確定値です。最新の件数については千葉県警ホームページにて公表しています。

第175号 発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課 電話 043(223)2263 FAX 043(221)2969

冬の交通安全運動

令和2年12月10日から令和2年12月19日まで

ハイビーム こまめに活用 事故防止



解説

- ① 自転車も一時停止をしなければいけません。
- ② 傘差し運転は危険ですので雨具を着用しましょう。
- ③ 並んで走ってはいけません。
- ④ 左側を走行しましょう。
- ⑤ 周りの音が聞こえない状態で運転することは禁止されています。
- ⑥ 横断歩道に歩行者がいたら、歩行者の通行を妨害してはいけません。
- ⑦ 二人乗りは大変危険ですのでやめましょう。また、左側を走行しましょう。
- ⑧ 渡ろうとしている人がいたら車は止まらなくてはなりません。
- ⑨ 道路の無理な横断は危険です。
- ⑩ ながら運転は大変危険ですのでやめましょう。
- ⑪ 自転車も飲酒運転をしてはいけません。
- ⑫ 車道の左側端に寄って走行し夜間はライトを点灯しましょう。

詳しい説明はこちら⇒



令和2年冬の交通安全運動

年末は、日没が一年で最も早く、日の出も遅いことから、夕暮れから夜間、早朝における交通事故が増加する傾向にあります。特に夕暮れ時間帯は、ドライバーから道路を横断する歩行者や走行中の自転車が発見しにくいことから交通事故が多発します。

また、年末は、飲酒の機会が増える時期でもあり、飲酒運転や酔っ払いの道路の乱横断などによる重大交通事故の発生も懸念されます。

交通事故は一人ひとりの心掛けで減らすことができます。交通事故により悲しい思いをする方を一人でも減らすため、思いやりを持った運転をお願いします。

実施期間 令和2年12月10日(木)から12月19日(土)までの10日間

スローガン ハイビーム こまめに活用 事故防止

重点目標 1.夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止
2.飲酒運転の根絶



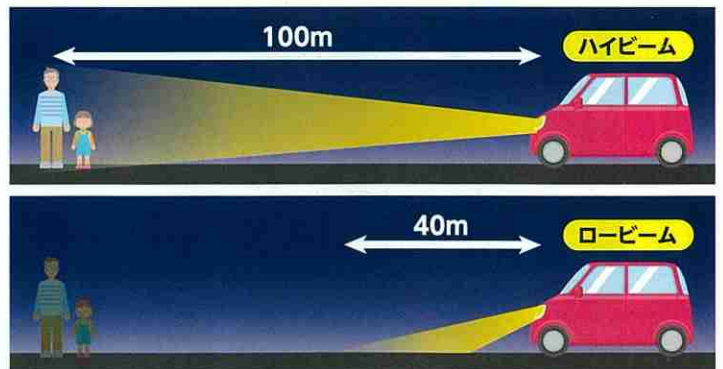
夕暮れや夜間・明け方における交通事故防止

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

年末は、日没が早く急に暗くなり、前方不注視になりがちです。**例年12月は1年で最も交通事故死者が多い**月で、特に日没後1時間の歩行者事故は、買い物等で外出している時に多く発生しています。

ハイビームの上手な活用で夜間の歩行者事故を防止

夜間発生した自動車と横断歩行者の死亡事故について、そのほとんどの車の灯火が下向き(ロービーム)となっていました。交通量の多い市街地等を通行している場合や先行車や対向車があるときを除き、夜間の運転は**ハイビームにこまめに切り替えて**走行してください。



リフレクター(反射材) 見えます!

をつければこんなに 夜、車の運転者から歩行者及び自転車が見える距離



反射材の普及促進

例年、夜間の歩行中事故の多くは、横断歩道以外の場所を横断中に発生しています。**ドライバーからは歩行者はよく見えていません。**

「自分が見えているから相手も見えている」とは思わず、**歩行者も明るい服装**や、反射材・ライトなどを活用してドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

飲酒運転の根絶

千葉県は飲酒運転による交通死亡事故が全国で一番多いです。

「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちは捨て、飲酒運転は絶対にしないでください。飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。



酒酔い運転 5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金

「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態）で車両等を運転する行為。

車両提供		酒類提供・同乗者		飲酒検知拒否
運転者が酒酔い	5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金	運転者が酒酔い	3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金	3ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び	3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金	運転者が酒気帯び	2年以下の懲役、又は30万円以下の罰金	

※すべて運転免許の行政処分の対象になります。

ちばサイクルール

自転車は身近な交通手段ですが、自転車側に法令違反がある交通事故が後を絶ちません。自転車に乗るときは「ちばサイクルール」を確認し、交通ルール・マナーを徹底しましょう。

～自転車に乗る前のルール～

- ① 自転車保険に入ろう
- ② 点検整備をしよう
- ③ 反射器材を付けよう
- ④ ヘルメットをかぶろう
- ⑤ 飲酒運転はやめよう

～自転車に乗るときのルール～

- ① 車道の左側を走ろう
- ② 歩いている人を優先しよう
- ③ ながら運転はやめよう
- ④ 交差点では安全確認をしよう
- ⑤ 夕方からライトをつけよう



自転車保険に入ろう

自転車も**事故の加害者**となることがあります。万が一の事故に備えて**自転車保険に加入**しましょう。

過去には、1億円近い賠償を請求された事例があります。



ヘルメットをかぶろう

自転車用ヘルメットは、転んだときや交通事故にあったときに、衝撃から頭を守ってくれます。

特に、自転車乗車中の事故が多い**高校生以下の子ども**や、転倒などで頭に大怪我をするおそれのある**高齢者**は、自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。

ヘルメットを正しく着用することにより、頭の怪我で亡くなる方の割合は4分の1に減るというデータがあります。



千葉県では交通死亡事故が多発しています

千葉県では、交通死亡事故が各地で多発しています。

ドライバーの皆さん

交通事故の多くが歩行者の道路横断中に起きています。

安全速度を守り、歩行者に**思いやりを持った運転**を心がけてください。

歩行者の皆さん

道路を横断するときは、**一旦止まって、前後左右の安全確認**。

夜間、外出するときは、**明るい色の服装で反射材**を身に付けてください。

高齢ドライバーは「はればれ」運転を

県警では、交通事故の危険を避けるため、運転するときと場所を適切に選択し、運転能力が十分に発揮できるよう、心身及び環境を整え、加齢に伴う運転能力の低下を補うような運転方法を採用、**「はればれ運転」**を推奨しています。

「体調がすぐれない日や雨の日は、運転しない」など、天候や自身の体調を考慮して、適切な安全行動をとる「はればれ運転」に努めましょう。



◎交通事故の相談

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。

臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

千葉県交通事故相談所

検索

問い合わせ先

- 本 所…県庁本庁舎 2階 TEL 043-223-2264
- 東葛飾支所…東葛飾合同庁舎 4階 TEL 047-368-8000
- 安房支所…安房合同庁舎 1階 TEL 0470-22-7132

◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

◎交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。

ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

検索

問い合わせ先

千葉県環境生活部
くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263